

# 精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引 制度のお知らせ

精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について、厚生労働省より割引対象等について通知がありました。令和7年4月1日より、精神障害者も旅客運賃の割引の対象となります。埼玉県では以下のとおり対応いたしますのでお知らせします。

※ JR（鉄道）の割引の詳細については、裏面をご覧ください。

※ 割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者等の取り扱いは、各鉄道会社によって多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

## 1 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種又は第2種の記載のあるもの）をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級

第2種：精神障害者保健福祉手帳2級又は3級

## 2 精神障害者保健福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ

桶川市障害福祉課の窓口でスタンプ押印により記載します。

- 新規・更新・変更に係る手帳を交付する際に、窓口でスタンプの押印により記載します。
- 既に発行済みで有効期限内の手帳をお持ちの方は、窓口到手帳をお持ちいただき、証明希望とお伝えください。

※ 本人以外の家族・医療機関職員等が証明を申し出た場合も同様の取扱いとします。

※ 今後、手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種又は第2種の別をあらかじめ印字したものを発行する予定です（令和7年4月以降を予定しています。）。

スタンプの例

旅客鉄道株式会社	第 1 種
旅客運賃減額	②

## 3 注意事項

手帳にスタンプの押印等をした場合であっても、顔写真貼付がない場合は旅客運賃の割引が受けられない場合があります。なお、JRグループは顔写真貼付のない手帳は運賃減額を適用しないとのことです。

## <本取扱いに関する問い合わせ先>

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

障害福祉・自立支援医療担当

電話048-830-3295

埼玉県ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/seishinshougai/seishin.html>



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

**J R（鉄道）の割引** 手帳の呈示のみで割引を受けられます。

対象	割引対象乗車券の種類	割引率	取り扱い区間
第1種(1級)障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	全線（私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む） ただし、回数乗車券は JR 線区間単独の発売となる
第1種(1級)障害者とその介護者 又は12歳未満の障害児とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	全線（私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む）
第1・2種(1、2、3級)障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む）

※大人の第1種障害者が介護者と片道の営業キロが100キロまでの区間を乗車する場合は、自動券売機で二人分の小児の普通乗車券を購入し、その普通乗車券と障害者手帳を改札係員に呈示することで、利用することもできます。

※障害者手帳の原本があれば、代理の方が障害者割引を適用した乗車券類を購入できます。（代理の方の必要書類はありません。）

※列車等をご利用の際は必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求があれば呈示してください。